

防人1第4836号
53. 9. 20
一部改正 人1第704号
57. 2. 18
一部改正 防人3第3506号
9. 6. 30
一部改正 人1第71号
13. 1. 6
一部改正 防人1第1143号
13. 2. 16
一部改正 防人計第9092号
18. 9. 25
一部改正 防人計第354号
19. 1. 9
一部改正 防人計第8444号
19. 8. 31
一部改正 防人計第9989号
19. 10. 10
一部改正 防官文(事)第18号
27. 10. 1
一部改正 防人計(事)第92号
29. 3. 27
一部改正 防人計(事)第95号
30. 3. 27

長官官房長
人事教育局長
各幕僚長 殿
附属機関の長
防衛施設庁長官

事務次官

外国旅行命令の取扱いについて（通達）

防衛庁旅費規則（昭和38年総理府令第48号）第3条の規定に基づき外国旅行命令を発令する場合には、昭和53年10月1日以降、下記により処理することとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1 次に掲げる官職にある者に対して外国旅行命令を発令する場合には、原則と

して旅行開始の3週間前までに防衛大臣の承認を受けるものとする。

- (1) 防衛大学校長、防衛医科大学校長及び防衛研究所長
- (2) 統合幕僚長及び統合幕僚学校長
- (3) 陸上幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、師団長及び教育訓練研究本部長
- (4) 海上幕僚長、自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、地方総監及び海上自衛隊幹部学校長
- (5) 航空幕僚長、航空総隊司令官、航空方面隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空自衛隊幹部学校長及び航空自衛隊補給本部長
- (6) 情報本部長及び防衛監察監
- (7) 各地方防衛局長
- (8) 防衛装備庁長官

2 次に掲げる官職にある者に対して外国旅行命令を発令した場合には、当該発令を行った者は遅滞なく旅行開始前にその旨を別記様式第1により防衛大臣に報告するものとする。この場合において、外国旅行命令を受けた職員が自衛官であるときは人事教育局人事計画・補任課長気付とし、事務官等であるときは大臣官房秘書課長気付とする。

- (1) 防衛大学の副校長及び幹事
- (2) 防衛医科大学の副校長及び幹事
- (3) 防衛研究所の副所長
- (4) 統合幕僚監部の将補以上をもって充てられる官（統合幕僚長を除く。）
- (5) 陸上幕僚監部の将補以上をもって充てられる官（陸上幕僚長を除く。）
- (6) 海上幕僚監部の将補以上をもって充てられる官（海上幕僚長を除く。）
- (7) 航空幕僚監部の将補以上をもって充てられる官（航空幕僚長を除く。）
- (8) 情報本部の副本部長
- (9) 防衛監察本部の副監察監

3 別表1の通知者の欄に掲げる通知者は、別表2に定める目的区分に従い、外国旅行命令について四半期ごとにとりまとめ、当該四半期終了後10日以内に別記様式第2から別記様式第4までにより、自衛官に係るものについては人事教育局人事計画・補任課長に、参事官等及び事務官等に係るものについては大臣官房秘書課長に通知するものとする。

別表 1 (通知書)

通 知 者	旅 行 命 令 権 者
大臣官房秘書課長	防衛事務次官
防衛大学校総務部総務課長	防衛大学校長
防衛医科大学校事務局総務部総務課長	防衛医科大学校長
防衛研究所企画部総務課長	防衛研究所長
統合幕僚監部総務部人事教育課長	統合幕僚長
陸上幕僚監部人事教育部補任課長	陸上幕僚長
海上幕僚監部人事教育部補任課長	海上幕僚長
航空幕僚監部人事教育部補任課長	航空幕僚長
情報本部総務部長	情報本部長
防衛監察本部総務課長	防衛監察監
各地方防衛局総務部長	各地方防衛局長
防衛装備庁長官官房人事官	防衛装備庁長官

別表2（目的区分）

目的区分	内 容
視 察	視察、調査、調達、会議等のため諸外国に出張を命ぜられた場合
訓 練	ホーク等の年次射撃（発射試験を含む。）のため出張を命ぜられた場合並びに遠洋練習航海、外洋練習航海及び米国派遣訓練等により派遣を命ぜられた場合。なお、調査、視察等のため、これらの訓練に同行することを命ぜられた場合を含む。
留 学	諸外国の学校等において正規の課程及び特定の課目を履修するため出張を命ぜられた場合。なお航空医学実務研修を含む。
研 修	陸上自衛隊の初級幹部欧米研修、航空自衛隊の初級幹部海外研修、陸上・海上・航空各自衛隊の曹海外研修、統合幕僚学校の現地研修及び防衛研究所の現地研修のため出張を命ぜられた場合並びに防衛大学校の学生等で諸外国の三軍士官学校に研修生として派遣を命ぜられた場合等集団的出張の場合。なお、調査、視察等のためこれらの研修に同行することを命ぜられた場合を含む。
そ の 他	南極地域観測に対する協力、海外における競技会参加、国賓等の輸送等、「視察」、「訓練」、「留学」、「研修」の区分に該当しない場合

外国旅行命令発令報告(機関名)

氏名
階級・官名等
職名
出張先国
出張目的
出張期間
出張日程

(目的区分)

年月日	訪問先	滞在地	年月日	訪問先	滞在地

備考： この報告提出後、命令が変更された場合も、この様式により報告するものとする。

記入要領

- 1 事例書及び外国旅行命令簿の記載内容に基づいて、次の要領により記入する。
- 2 (1) 別記様式第1
 - ア 「出張目的」欄には、「軍事施設等視察」等、簡潔に記入する。
 - イ 「目的区分」欄には、別表2の「内容」欄の区分に従い「目的区分」の欄の目的区分を記入する。
 - ウ 「訪問先」欄には、「国防省」「太平洋軍司令部」「陸軍本部」等、具体的に記入する。
- (2) 別記様式第2及び第3
 - ア 「視察」「訓練」「留学」「研修」「その他」の区分は別表2の目的区分による。
 - イ 「在外人員には、出張期間終了後、休職等で引き続き外国に留まる者を含む。」
- (3) 別記様式第4
 - ア 別表2の目的区分ごとに別様に記入する。
 - イ 「外国出張者」とは、別記様式第2及び第3において「今四半期末現在の在外人員」として計上された職員及び「今四半期中の出国人員」として計上された職員をいう。
 - ウ 外国出張者が複数の場合は、「所属」「階級」「氏名」欄には、先任者を記入し、その他の者については、階級別に人員数を「備考」欄に記入する。
 - エ 外国出張者は、出国日の早い者から順番に記入する。
 - オ 「連番」欄には、別表2の目的区分別かつ年度別の出国人員累計により記入する。なお、前四半期以前に、外国出張者としてすでに通知されている職員については、最初に通知がなされたときの年度及び連番を記入する。
 - カ 「訪問先」欄には、「国防省」「太平洋軍司令部」「陸軍本部」等、具体的に記入する。
 - キ 「目的」欄には、「軍事施設等視察」等、簡潔に記入する。
 - ク 「人員」欄には、「所属」「階級」「氏名」欄に記入する先任者を含めて人員数を記入する。
 - ケ 「日数」欄には、1人当たりの出張日数を記入する。
 - コ 「在外」欄には、「今四半期末現在の在外人員」として計上された職員に○印をつける。
 - サ 「備考」欄には、ウの「その他の者」の人員数のほか、すでに通知がなされた「期間」等の事項に関し命令が変更された場合、出張期間終了後休職等で引き続き外国に留まる場合（(2)イ参照）、旅費が発令元機関以外で支給されている場合及び防衛省職員以外の者を防衛省職員に併任して発令する場合、その他参考となりうべき事項を記入する。

外国出張状況のうち「訓練」「研修」の内訳

区 分		今四半期中の出国人員				今四半期末までの年度出国人員累計				今四半期末現在の在外人員			
		自衛官	事務官等	学生	計	自衛官	事務官等	学生	計	自衛官	事務官等	学生	計
訓 練	ホーク等年次射撃												
	遠洋練習航海												
	外洋練習派遣												
	米 国 派 遣												
	そ の 他												
	小計												
研 修	初 級 幹 部												
	曹 海 外												
	統幕学校現地												
	防 研 現 地												
	防 大 学 生												
	そ の 他												
	小計												

